店舗等設置スペース概要及び設置条件

【 店舗等設置スペース概要 】

項　　目	東豊線さっぽろ駅	備　　考
所在地	札幌市中央区北４条西2丁目	
設置場所	地下１階コンコース北改札口付近	
一日平均駅乗車人員（令和5年度実績）	28,543人	
最大使用可能面積	8.31㎡	
使用料概算（月額）	143,763円	税抜　※左記に加えて設備使用料（月額5,318円）が加算されます
道路占用料	必要（市道下）	
付近天井高	2,200㎜～2,400㎜	
使用開始可能時期	許可日以降使用可能。当局と協議の上、調整を行うこととする。	工事可能開始日より使用開始

【 店舗等の設置条件 】

項　　目		東豊線さっぽろ駅	備　　考
想定店舗形態		対面型店舗	
店舗構造	１．構造等	設備あり（交通局所有）	耐火構造の床・壁等で、火・防炎区画。建築基準法第2条第7号、同施行令第107条に規定する1時間耐火以上の壁と天井で区画。 出店前に消防局への確認申請が必要。
	２．店舗シャッター	設備あり（交通局所有）	建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（防煙性能を有する）。
材料		構造材・壁・天井・内装（下地を含む）は不燃材料	建築基準法第2条第9号の規定による。
什器類		不燃化をはかること	
外壁面の店名表示		設置可	店名表示のみ
店舗内設備	給水設備	設備無し	必要な場合は当局と協議が必要
	排水設備	設備無し	必要な場合は当局と協議が必要
	ＮＴＴ電話回線	駅設備の空芯使用可	
	空調設備 室外機	設備なし。	必要な場合は当局と協議が必要
	ガス設備	設置不可	裸火禁止
防火設備	パッケージ型自動消火設備	不要	
	自動火災報知設備	設備あり（交通局所有）	要設置、消防局と協議すること。
	インターホン設備	設備あり（交通局所有）	緊急時の連絡手段として、駅事務室のインターホンと接続済み。
	誘導灯	基本不要	消防局と協議すること。
	非常照明	基本不要	消防局と協議すること。
電気設備		設備あり（交通局所有）	30A

【店舗設備等の管理条件】

交通局所有の構造物及び電気設備、消防設備等を活用した出店となりますので、出店期間における交通局財産の管理などについて下記条件が付加されます。

・構造物や設備の保守管理は事業者の責任において実施すること。

・軽微な破損補修は事業者の責任において実施すること。

・必要な法定点検は事業者が実施することし、実施結果を交通局に報告すること。

・経年劣化による店舗の機器更新工事等の実施に協力することし、工事により営業行為に影響が生じてもそれらに係る損害賠償は請求できません。

・